

佐賀県規則第25号

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項、<u>第7項及び第9項から第11項まで</u>、第3条第3項、第5項及び<u>第7項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出に係る時間)</p> <p>第2条 条例第2条第3項に規定する任命権者が定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。<u>次条第3項第1号</u>において「勤務時間条例」という。）第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に相当する数に7時間45分を乗じて得た時間とする。</p> <p>(手当に相当する報酬<u>及び</u>期末手当の額<u>及び</u>その支給対象)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項<u>及び第7項から第10項まで</u>、第3条第3項、第5項及び<u>第6項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出に係る時間)</p> <p>第2条 条例第2条第3項に規定する任命権者が定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。<u>次条第4項第1号</u>において「勤務時間条例」という。）第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に相当する数に7時間45分を乗じて得た時間とする。</p> <p>(手当に相当する報酬<u>並びに</u>期末手当<u>及び</u>勤勉手当の額<u>並びに</u>その支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第2条第1項に規定する期末手当に係る在職期間（県職員</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第4条の規定により報酬額を別に定める者のうち、その者に定められた報酬額に期末手当に相当する額を含む者</p> <p>4 条例第2条第8項に規定する在職期間については、一般職の職員の例による。この場合において、基準日以前6箇月以内の期間に第2項第2号に掲げる期間がある場合は、当該期間は在職期間に算入するものとし、前項各号に掲げる職員として在職した期間がある場合は、当該期間は在職期間に含まないものとする。</p> <p>5 条例第2条第9項ただし書に規定する任命権者が別に定める期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第9項各号に定める期間において、月の初日から末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間か</p>	<p>給与条例第17条第2項に規定する在職期間をいう。以下同じ。) 及び条例第2条第1項に規定する勤勉手当に係る勤務期間(期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号)第9条に規定する勤務期間をいう。以下同じ。)については、一般職の職員の例による。この場合において、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。以下同じ。)以前6箇月以内の期間に次項第2号に掲げる期間がある場合は、当該期間は在職期間及び勤務期間に算入するものとし、第4項各号に掲げる職員として在職した期間がある場合は、当該期間は在職期間及び勤務期間に含まないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第4条の規定により報酬額を別に定める者のうち、その者に定められた報酬額に期末手当及び勤勉手当に相当する額を含む者</p> <p>5 条例第2条第8項に規定する任命権者が別に定める期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第8項各号に定める期間において、月の初日から末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間か</p>

改正前	改正後
<p>ら当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除いて、同項各号に定める方法により得られる額</p> <p>(2) 略</p> <p>6 条例第2条第10項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に勤務する第1号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</p> <p>7 略 (通勤に係る費用弁償)</p> <p>第4条 条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (手当の額及びその支給対象)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第3条第5項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、第3条第2項各号に定める期間とする。この場合において、これらの期間には、同条第3項各号に掲げる職員として在職した期間は含まないものとする。</p> <p>3 条例第3条第7項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に勤務する第2号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</p> <p>4 略 (休職者の報酬等)</p>	<p>ら当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除いて、同項各号に定める方法により得られる額</p> <p>(2) 略</p> <p>6 条例第2条第9項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に勤務する第1号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</p> <p>7 略 (通勤に係る費用弁償)</p> <p>第4条 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (手当の額及びその支給対象)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第3条第5項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、第3条第3項各号に定める期間とする。この場合において、これらの期間には、同条第4項各号に掲げる職員として在職した期間は含まないものとする。</p> <p>3 条例第3条第6項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に勤務する第2号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</p> <p>4 略 (休職者の報酬等)</p>

改正前	改正後
第 8 条 条例第 6 条に規定する任命権者が別に定める者は、 <u>第 3 条第 3 項第 2 号</u> に掲げる者とする。	第 8 条 条例第 6 条に規定する任命権者が別に定める者は、 <u>第 3 条第 4 項第 2 号</u> に掲げる者とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。